

令和8年第2回太子町議会定例会（第520回町議会）会議録（第4日）

令和8年3月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第12号 町道路線の認定について
- 3 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 10 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算  
(令和8年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算  
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第12号 町道路線の認定について
- 3 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 8 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 10 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算  
(令和8年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 追加日程第1 議案第31号 令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 14 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算  
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

#### 会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

#### 会議に欠席した議員

なし

#### 会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	西村和佳奈		

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

(開議 午前10時00分)

○議長(首藤佳隆) 皆さんおはようございます。

令和8年第2回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます

す。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第2 議案第12号 町道路線の認定について

#### 日程第3 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第4 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第5 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第12号町道路線の認定についてから日程第5、議案第22号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 皆さんおはようございます。

3月議会におきまして総務経済建設常任委員会に付託されました4件について審査の報告を申し上げます。審査報告書を読み上げまして、その報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①都市計画法第40条の帰属による今回の4件の道路の底地について町が買収したのか、あるいは無償で提供されるのかとの質疑に、用地取得の原因が都市計画法第40条の帰属によるため、無償であるとの答弁があった。

②4件の道路舗装の構成はどの質疑に、表層のアスファルトは厚さ5センチ、路盤は15センチであるとの答弁があった。

③品質管理はどのようにしているのかとの質疑に、路床と路盤ができた段階で職員がブルーフローリングの試験を行い、十分な締め固めが行われているか確認した上で次の工程に進むよう指

示をしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①選挙ビラ及びポスターの公費負担の改正基準は物価高騰以外に理由は何かあるのかとの質疑に、物価や印刷費の変動であるとの答弁があった。

②選挙運動用自動車も公費負担の対象だが、今回改正がない理由はとの質疑に、国において改正がなかったため、本町も条例改正をしていないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回の改正に該当する職員はいるのかとの質疑に、今まで通勤距離区分が60キロメートル以上は通勤手当が一律だったが、60キロメートル以上から100キロメートル未満までが区分分けされた、本町には現在のところ該当者はいないとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査の経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①「政府主導のデジタル社会実現に向けた構造改革の一環としてアナログ規制の見直しが行われた結果、国土交通省が示す標準下水道条例で規定していた指定工事店における責任技術者の専属義務等が改正され、本町の下水道条例においても関係箇所の改正を行う」とあるが、なぜそうなったのかとの質疑に、これまでは事業所1カ所につき責任技術者を1人専任しなければなら

かったが、全国的な人員不足により規制緩和のために改正するとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

## 例の制定について

日程第10 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第6、議案第14号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第21号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案7件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました7件の議案に対しまして委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回の改正理由と金額の根拠について説明願うとの質疑に、学校薬剤師の報酬額について、兵庫県教育委員会及びたつの市教育委員会との均衡を図るために今回の改正案を出している、金額については令和7年2月に兵庫県教育委員会から出された「学校医等の報酬額基本給の改定について」という文書に基づいているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第16号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①この条例改正により高校生等の通院医療費が完全無償化されるが、事業費はどのぐらいかとの質疑に、令和8年度の事業費は約2,300万円であるとの答弁があった。

②財源の確保はどのように行っていくのかとの質疑に、財源については2年間行財政改革を推進し捻出できるということで一般財源で展開するとの答弁があった。

③「高校生等」について説明をとの質疑に、高校3年生に当たる方の年度末までとなっており、高校に行かれていない方であっても18歳の年度末までが対象となるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第17号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な事項は次のとおり。

①新設された第22条の2で離島などがあるが、太子町に該当するところはあるのかとの質疑に、太子町には該当するところはないが内閣府令どおりに規定しているとの答弁があった。

②年齢にとらわれず柔軟に乳幼児を受け入れられるようにする改正と考えられるが、保育現場において異年齢の混在により安全面や保育士の負担増が懸念される中、町としてはどのように指導していくのかとの質疑に、令和8年4月から乳児等通園支援事業が給付化となり全ての市町村で実施する事業になる、太子町において実施予定の斑鳩保育所では異年齢の混在はなく、0歳から5歳でそれぞれクラス分けしている、「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」と改正しているが、クラス的には異年齢の混在はしないようにするとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第18号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①通園制度の利用の仕方はとの質疑に、希望する場合は最初に「こども誰でも通園制度認定申請書」を町長に提出していただく、町が年齢要件や保育所等を利用していないことを確認し、町から支給認定証の交付を受けた後、稼働予定の国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」で予約していただく、一月当たりの利用時間の上限は10時間で事業の利用単位は1時間となっている。利用開始前に保育所で子供と保護者の面談を行い子供の状況や家庭の状況を確認し、保育所側は運営規程の概要や職員の勤務の体制、費用負担について説明し、重要事項説明書を交付して保護者から同意をいただくことになるとの答弁があった。

②利用者の負担はどうなるのかとの質疑に、国が公定価格案を出しており、1時間300円を標準額としているとの答弁があった。

③制度の周知はどうにするのかとの質疑に、利用料が確定したらホームページや広報等で

周知していくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第19号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により主な確認事項は次のとおり。

①今回の改正は兵庫県の設定額まで上げていく話だと思うが、県も継続的に上げているのかとの質疑に、県の定める標準保険料率は診療報酬の改定、被保険者の人数や所得の状況によって毎年見直されている、近年は医療費の増加に伴い年々少しずつ上がっている状況ではあるが、今回の改正は県が見込んだ令和9年度の保険料率に合わせていくように段階的に均等に上げていく率で改正しているとの答弁があった。

②保険料率が県下で統一になる令和9年度以降は県のほうで保険料が決まるという理解でよいかとの質疑に、令和9年度以降は県が毎年見込みを算出し、保険料率を決定するとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第20号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回の条例改正は多段階化することによって保険料が極端に高くなったり低くなったりすることに対する措置かとの質疑に、令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた見直しに伴い、一部の介護保険の第1号被保険者保険料の段階に変更が生じる、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）を立てたときは3年間分の保険料を設定しているが、税制改正により保険料の収入が減少する可能性がある。事業運営に支障が出る事態を防ぐため、令和8年度に限り令和7年度税制改正による見直し前で算定する改正になっているとの答弁があった。

②対象者に対する説明についてはどのようにするのかとの質疑に、ホームページ、広報等を活用し周知啓発に努め、問合せがあれば丁寧に対応していくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第21号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①昨年度も改正があったが、背景にどのようなことがあるのかとの質疑に、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため条例を改正するものであるとの答弁があった。

②子供に対する加算は手厚くなっているが、配偶者への加算が廃止になっているのはなぜかとの質疑に、国から示された政令に基づいて改正を行っているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第14号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議案第19号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

被用者保険の範囲の拡大によって会社の保険に入れる方がいる一方で、後期高齢者医療に移行される団塊世代が多いために被保険者数が年々減り続けている状況があります。収入が少ない被保険者で、しかも人数が減り続けることで、かかる医療費がどんどん上がっていくために保険料を上げざるを得ない負のスパイラルに陥っており、私は一般会計からの繰出金を増額したり、あるいは基金を取り崩すなどの施策で負担を軽減すべきと考えますけれども、令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していくことになるため、賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議案第20号介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

令和6年度から介護保険料等の標準段階は今までの11段階から14段階に多段階化し、9段階以上の保険料が上がり、その一方で1から3段階は下がる、こういう条例改正となりましたけれども、全体としてどの階層にしても町民の高い負担は変わりありません。今回の条例改正は、給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられたことに伴う保険料収入の減少に伴う改正と理解しておりますけれども、町民の重い負担は変わることはありません。とりわけ、太子町は人口に占める高齢者人口が少なく介護保険料を算出する際の分母が小さくなる、こういうことになるため保険料が大きく出てきます。つまり、住む町の人口構成によって保険料が高くなるのは公平負担の原則に反するものだと考えております。

以上のことから本条例改正案には賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第13、議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和8年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和8年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、令和8年度太子町一般会計予算の審議報告を委員会審査報告書を読み上げて報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月9日月曜日午前10時30分から午後5時6分、令和8年3月10日火曜日午前10時から午後5時36分、令和8年3月11日水曜日午前10時から午後4時43分。

3、審査経過及び結果。

1) 審査経過については、別紙令和8年度一般会計予算委員会・審査報告書のとおり。

2) 審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成委員、山本副委員長、堀委員、中島委員、藤澤委員、中藪委員、玉田正典委員、森田委員、出原委員、松浦委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、中藪委員から賛成討論があった。

3) 会議録は、後日希望者に配付する。

令和8年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1) 付託案件の令和8年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2) 補助説明員として、課長、副課長等の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3) 歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

令和8年度予算は、小・中学校の給食費無償化や屋内運動場空調整備事業をはじめ、町長公約

の実現に向けた多様な施策や新規事業が盛り込まれた意欲的な内容であると評価する。一方で、景気の緩やかな回復を背景に町税の増収が見込まれることは明るい兆しであるものの、物価高騰や金利上昇などの外部環境の変化が財政運営に及ぼす影響については引き続き注視が必要である。今後においては、税収の下振れリスクや償還金の増加が財政を圧迫することのないよう十分に配慮し、将来を見据えた堅実かつ持続可能な財政運営に努められたい。

歳入について。

厳しい財政状況の中で、国、県の補助金や交付税措置のある町債を有効に活用し、将来負担を低減しながら財源確保に努める姿勢は評価できる。他方、税負担の公平性担保の観点から、滞納者への初動催告を一層強化し、現年収納率の向上を図ること。減少傾向にあるふるさと応援寄附金については、単なる歳入確保ではなく、町の魅力発信と地域経済活性化の重要なツールと位置づけた全庁的な体制で臨み、商工会や町内事業者とも連携した魅力的な返礼品の開発やPR、本町のブランド力向上及び増収につなげること。

歳出について。

1、持続可能な行政運営を行うため、DXの積極的な導入による業務の効率化が不可欠である。ガバメントクラウドへの移行に伴う業務システム標準化をはじめとする自治体DX化を確実に進めるとともに、各種予約システムや生成AIなどのデジタル技術を十分に活用し、職員の負担軽減と行政運営の効率化を図ること。同時に、これらの推進を担う職員の計画的な育成に取り組むこと。

2、複雑化・多様化する住民の困難に寄り添う行政が求められている。重層的支援体制整備事業の本格実施に当たっては、庁内各課による横断的な連携と情報共有を図ることに加え、社会福祉協議会や各種団体等の関係機関とも緊密に連携すること。「つながる居場所づくり」など、年齢や属性を問わず地域全体で支え合う包括的な支援体制を早期に確立すること。

3、町政のあらゆる分野において、人材の確保と育成が重要である。特に中学校の部活動地域展開に向けては、部活動指導員及び認定地域クラブを数多く生み育て確保に努めること。加えて、保育士の採用難解消や地域防災の要となる消防団員の確保など、各分野での特色を生かした取り組みにより人材確保に向けた施策を着実に進めること。

4、限られた予算の中でも、多様な住民ニーズと優先順位を考慮したサービスの充実が求められる。子育て支援においては、「こども誰でも通園制度」の実施に伴う受入れ体制の整備と利用者への十分な周知を図ること。また、災害対策においては、更新されたハザードマップを冊子による全戸配布で終わらせるのではなく、デジタル情報やポスター等の形態も工夫した活用や町のLINE登録者数を増やすなど、多角的なアプローチで町民の防災意識の向上に努めること。予防医療に関しては、各種の予防接種やがん検診、特定健診の受診率向上に努め、住民の健康増進を図ること。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 以上で令和8年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

**○玉田晶久議員** 一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

今般の物価高騰によって町民の暮らしが大変厳しい状況であります。イスラエルとアメリカが国際法に違反する形で侵攻することによって、ガソリンなど多くの石油製品が急騰しております。食料品も来月4月から多くの品目で値上げが予定されております。このような中であって、国や県の悪政から町民を守る防波堤の役割を果たすのが一般会計予算であるべきだと考えております。来年度から始まる小・中学校の給食費の無償化であるとか、あるいは高校生世代の通院費を無償化するなど、これらに象徴されるように子供に対する施策は前向きに進める一方で、実質切下げの年金生活者をはじめとする高齢者の施策に乏しいものがあります。今年から長寿祝金事業の廃止に伴って新設された敬老お祝いチケット配付事業は、使い勝手が悪いとの声も聞いております。高齢者にも光を当てた施策展開が必要だと考えております。一方で、播磨臨海地域道路計画は現在明石西から姫路の広畑までのルートが発表されており、太子町当局はこの事業の必要性を述べられました。私は無駄の多い大型開発優先の施策から身近な生活インフラの整備に転換を図るべきだというふうに考えております。また、本予算には実施予定のない町議会議員の補欠選挙に伴う予算が計上されておいて、当局自身もその誤りを認めておられます。

以上のことから本予算には賛成できない旨を述べて反対討論といたします。

**○議長（首藤佳隆）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中藪清志議員。

**○中藪清志議員** 令和8年度一般会計予算に対して賛成の立場で討論いたします。

私も議員になって以来、訴え続けておりました小学校、中学校の給食費の無償化、高校生の医療費無償化の拡大が今回の予算に反映されております。また、建設AI導入など新しい取り組みもいろいろなところに見えたり、小・中学校の体育館の空調整備ではスピード感を持って工事を行うための設計施工一括方式への取り組みなど前向きに推進しているところ、そして雇用や産業をつくり出す可能性がある沖代・米田地区の土地利用基本計画策定業務委託など、この令和8年度一般会計予算は未来を担う子供たちやその子供たちを育てる保護者を支援し、次世代への投資をしっかりと行う重要な予算であると思います。その次世代が今の高齢者や我々世代が高齢者になった際に社会の基盤をつくり、我々を支える時代が来ます。そのため、先を見て投資を行っているこの令和8年度予算は、議員として賛成すべきものと考え賛成討論とさせていただきます。

**○議長（首藤佳隆）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（首藤佳隆）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

**○松浦崇志議員** ただいま議題となっております令和8年度兵庫県太子町一般会計予算について、原案に賛成の立場から討論を行います。

まず、本予算につきましては本年11月に任期満了を迎える沖汐町政1期目の総仕上げの予算編成であるということに触れておきたいと思います。その上で、大変厳しい財政状況の中にありながらも無駄を排し、限られた財源を効率よく配分しようとする姿勢が見受けられました。とりわけ小・中学校6校の体育館への空調整備や高校生までの医療費の無償化、また小・中学校の給食費の完全無償化など、これまで各議員からも要望してきました子ども・子育て施策がしっかりと

反映されており、沖汐町政が掲げる「子供たちの瞳輝くまちづくりへ」というテーマを力強く推進し、選挙公約の主要項目を実現しようとする予算案が編成されましたことは、沖汐町長の行政手腕とその実行力を高く評価するものであります。とりわけ公立小学校及び中学校給食費完全無償化事業についてであります。今回の国の給食費無償化の対象は小学校を対象にしておりますが、町として独自に中学校まで範囲を拡大し、完全無償化を目指すという姿勢は大いに評価いたします。私も自身の選挙の際に給食費の無償化を取り組み重点項目として掲げており、議長在職時には全国町村議会議長会の会長会議、あるいは自民党本部で行われました政権与党との懇談会においても、そもそも子供の給食費については国の義務的経費として捉えるべきであり、国の責任において無償化を実施すべきとの意見を申し述べるなど、沖汐町長との連携はもとより兵庫県町村会や全国町村議会議長会とも連携して国への要望活動を実施してきたところでございますので、このたびの実現に当たり非常に感慨深いものがございます。

加えて申し述べますが、令和7年度実施の保健福祉会館あるいは令和7年度、8年度の2カ年実施の文化会館、歴史資料館の大規模改修工事をはじめとする公共施設への大型投資事業についてであります。沖汐町政では改修工事ばかりにお金をかけているなどと、ほんの一部ではあります。しかし、これらにつきましてはそもそも沖汐町長就任以前の歴代町長からの懸案事項であり、それぞれその場で決断せず先送りされてきたものであると認識しております。ここに来て、さらなる物価高騰や金利上昇など不確実性は深まっております。先が見通しにくい時代だからこそ、将来世代に負担を先送りしないためにもその場で決断し、現実的に投資事業を行っていくということは非常に適切な判断であると言え、その姿勢を強く支持するものであります。

いずれにしても、本予算案については必要などころに必要な予算が置かれており、適切妥当な予算であるというふうな判断をいたしておるところでございます。太子町をさらに前に進めるためにも、引き続き沖汐町政を強く支持する意思を表明した上で賛成討論を締めくくりたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時07分）

(再開 午前11時07分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第31号令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第31号 令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)**

○議長(首藤佳隆) 追加日程第1、議案第31号令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第31号の提案説明を申し上げる前に、まず当初予算に執行できない町議会議員補欠選挙に係る関連経費を計上しておりましたことを議員各位におわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第31号令和8年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

このたびの補正は、町議会議員補欠選挙に係る関連経費を減額するものであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ957万円を減額し、総額を歳入歳出予算それぞれ160億304万6,000円とするものであります。

まず、歳出から説明しますので12ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費239万4,000円の減額につきましては、太子町議会議員補欠選挙後に必要としていました新しい議員に係る経費を減額するものであります。

款2総務費、項4選挙費、目5太子町議会議員補欠選挙費717万6,000円の減額につきましては、太子町議会議員補欠選挙を実施しないため、減額するものであります。

続いて、歳入の説明をしますので10ページをお願いします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金957万円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整であります。

以上で提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 減額することについては分かったのですが、これを行うことで町長選挙はそのまま執行されると思うのですが、逆に思いがあって今準備をしていらっしゃる方がいる可能性もあるという中で、この内容が変わったよということは伝えるのか、もしくは伝えずに通常どおり、もう町長選挙があるよというだけでいくのか、その辺のあたりだけお願いいたし

ます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 現段階におきましては町長選挙あるいは議員の補欠選挙、こういったものを告示しておりませんので、このたび当初予算で可決していただいた後、今上がっているわけですが、これで御議決いただけましたら、この本会期中に可決するというのを考えておりますので、あえてアナウンスするという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（首藤佳隆） 日程第14、議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第17、議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案4件に関しまして、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①被保険者数が減になっている中、歳入の一般被保険者国民健康保険税が増額となっている要因はとの質疑に、保険税の改正と令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が約1,400万円増となっている、それに加えて後期と介護の支援係数の増により増額となっているとの答弁があった。

②子ども・子育て支援納付金制度の被保険者はどのように決まっているのかとの質疑に、子ども・子育て支援納付金制度は少子化対策に係るものであるため、子供がいる世帯に負担が増えないよう18歳以上の被保険者数に応じて案分するようになっているとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第25号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳入の介護保険事業補助金について説明をとの質疑に、介護保険システム改修委託料の支出分に対する補助金となる、令和8年度介護報酬改定に伴う改修であるとの答弁があった。

②歳出の地域支援事業費が昨年度と比較すると約5,800万円減になっている理由は重層的支援に関わる事業を一般会計に移行するためという認識でよいかとの質疑に、そのとおりである。令和8年度から本格実施する重層的支援体制整備事業で事業分プラス正規職員6名のうち5名が一般会計に移っているとの答弁があった。

③一般会計繰出金は重層的支援体制整備事業の一般会計への事業移行に伴うものと思うが、これは令和8年度だけの措置なのかとの質疑に、令和8年度単年度ではなく、今後、重層的支援体制整備事業が続く限りは毎年一般会計へ繰り出すこととなるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第26号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①高齢者における誤嚥性肺炎を含めた歯科検診の在り方についてどう考えるかとの質疑に、誤嚥性肺炎の予防については歯科検診の重要性、食事のとり方、日常生活の健康保持・増進という形で健康教育を実施しているとの答弁があった。

②歯科検診の内容はとの質疑に、成人の歯周病検診に加えて、後期高齢者については嚙む力等

の検査をしていただいているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第27号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月3日火曜日午前10時から午後0時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①墓所返還還付金は何件見込んでいるのかとの質疑に、実績に基づき11基分を見込んでいるとの答弁があった。

②返還された区画の再整備はどのようにしているのかとの質疑に、墓石が建てられていた区画については原状復旧していただき更地にして返還していただいているとの答弁があった。

③墓じまいが進み墓園事業の収入が減少していくという流れがあるが、一般会計から繰入れを増やさずに安定して墓園事業特別会計を運営していく方策はどの質疑に、全国の墓園で問題となっているが有効な手段は見つかっていない、引き続き県下の墓園事業を行っている市町の事例を調査研究してまいりたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 国民健康保険特別会計予算についての反対討論を行います。

反対理由としては議案第19号で述べたとおりですけれども、要は令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していくこととなります。そのため、賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 介護保険特別会計予算についての反対討論を行います。

反対理由としては先ほど議案第20号で述べたとおりですけれども、町民の重い介護保険料負担には賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論を行います。

高齢化が進んで団塊の世代が後期高齢者に移行したために予算規模が徐々に大きくなっていること、併せて人口減少が続く現役世代の減少で現役世代の支援負担が拡大しております。後期高齢者にとってますます負担が増えることになるため、一般会計からの繰り出しを増やして後期高齢者の負担を少なくする施策が必要だと考えております。ところが、本予算はそうなっておりません。したがって、本予算に賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第19 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第18、議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第19、議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました2件の議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げて報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①目2固定資産購入費、節3工具、器具及び備品購入費のスマートメーター導入システム構築費について、スマートメーターを導入することによってどのように変わるのかとの質疑に、現在6名で検針を行っているが、不在の場合や検針がしづらい場所で検針員が回れない場合、自動的に検針ができ、立ち会う必要がなくなるとの答弁があった。

②目1配水施設改良費、節1委託料の水管橋区間停水に係る流向変化に伴う洗管業務の範囲はとの質疑に、大津茂川の川島に架かる水管橋を停止することによって川島から東側(町与の一部、北村)が影響するとの答弁があった。

③目1給水収益、節1水道使用料が昨年度と比べて約930万円減額になっているが、その要因はとの質疑に、物価高騰対策により水道料金の基本料金を8,300万円ほど減免した影響であるとの答弁があった。

④水道料金の基本料金を減免しているが、物価高騰対策水道基本料金減免事業で補填されるということかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

⑤目1原浄水費、節2手当について、時間外手当が90万円増額になった理由はとの質疑に、人事異動に伴い係長が技能労務職の業務と通常的一般業務も含めて作業するため、時間外手当を増額したとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、藤澤委員、玉田正典委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久副委員長。

なお、玉田晶久副委員長から反対討論があり、玉田正典委員から賛成討論があった。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、令和8年3月2日。件名、令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年3月4日水曜日午前10時から午後0時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①前処理場の有収水量が昨年に比べて1万5,000立方メートルから1万4,000立方メートルと大きく減少している理由はとの質疑に、実績に基づき下方修正したことや景気悪化により業務量の減少によるものであるとの答弁があった。

②目1管渠費、節2手当の時間外手当が増額になっている理由はとの質疑に、技術職員の不足と雨水1.4号幹線整備工事担当者の業務量の増加が原因であるとの答弁があった。

③低濃度PCB廃棄物処理委託料について説明をとの質疑に、処理場の建物の機械類に含有される低濃度PCB廃棄物を処分する費用であるが、現在稼働している設備は対象外であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、藤澤委員、玉田正典委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久副委員長。

なお、玉田晶久副委員長から反対討論があり、賛成討論はなかった。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第28号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和8年度太子町下水道事業会計予算についての反対討論を行います。

人口減少や少子・高齢化で大幅な水需要が減少しており、今後もその傾向が見込まれます。しかしながら、昨年7月から平均で36%にも及ぶ水道料金の値上げにもかかわらず、全体供給量の約15%で高い県水を購入しております。このお金が無駄遣いとなっております。有収率を向上させる努力とともに県水の購入をやめる努力を求める意味で反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 賛成の立場から討論を行います。

検針がしにくい場所でも検針を可能にできるスマートメーターの導入、衛星通信を介して調査するノイズカット漏水探知機や技術職の補充が厳しい中、AIに学習させてサポートしていくというAIコンシェルジュ等、積極的に先進的な取り組みを加え、業務の効率化に取り組んでいく姿勢を評価し賛成討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 下水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

本来であれば、皮革汚泥前処理場は前処理を行う業者が処理場を建設すべきであるのに、国あるいは県指導の下に町の施設として建設したことに間違いの始まりがあります。このため、昨年度決算書の報告書にも記載のとおり、昭和50年に完成した皮革前処理場は利用者数と流入水量が少なく、収益減少と施設維持費用の増加によって非常に厳しい運営状況にあると述べております。町立公民館などの使用料は受益者負担の原則と言いながら使用料を引き上げる一方で、皮革汚泥前処理場では使用料年間385万円に対して収益的支出と資本的支出の総合計が約6,000万円にもなって計上されております。これだけ無駄な経費を毎年つぎ込んでいることとなります。引き続き、事業者との受益者負担協議を進捗させるとともに施設規模の縮小に向けての努力を促す意味で反対といたします。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(首藤佳隆) 賛成多数です。したがって、議案第29号は委員長長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(首藤佳隆) 日程第20、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

常任委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回太子町議会定例会(第520回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時48分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(首藤佳隆) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る2月20日の招集以来、本日までの33日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額265億7,376万4,000円の令和8年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など多数の重要案件でございました。議員各位にはこの間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に、新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではあ

りますが、“和のまち太子”の実現に向け、町民福祉の増進と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れが感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和8年第2回太子町議会定例会を閉会するに当たり一言挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会しました今期定例町議会におきましては、当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。また、予算特別委員会を含め、審議の中で頂戴しました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう全庁一丸となって取り組んでまいります。

ただ、審議の中で高齢者に光を当てた施策が弱いという御指摘がありましたけれども、町長就任以降、高年介護課、さわやか健康課を中心に高齢者施策の充実を図つてまいっております。具体的には長寿祝金事業を廃止しまして敬老お祝いチケット配付事業を創設しまして、対象者の数にして約8倍、金額にして約2倍の施策として再構築をしております。また、免許返納者に対するタクシーチケットの配付、補聴器購入補助金の創設をはじめ、高齢者の各種健康診断や予防接種の拡充、太子100日チャレンジ！及び健康チェック相談会の実施、軽度の認知障がいの早期発見、フレイル予防など、高齢者に光を当てた施策につきましても子供の施策と同様に充実を図っておりますので、どうか御理解いただければと思っております。

最後に、季節の変わり目で体調を崩しやすい時期ですけれども、議員各位におかれましては御健康に御留意いただき、町政のさらなる伸展に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 首 藤 佳 隆

署名 議員 藤 澤 元 之 介

署名 議員 清 原 良 典